

給水装置図面等の閲覧方法について

平成19年4月1日から給水装置工事竣工図面等の閲覧には、給水装置所有者の同意が原則として必要となりました。

申込方法

別紙の「給水装置図面等情報提供申込書」を提出してください。このとき、申込者本人であることが確認できるものを提示してください。（運転免許証等）

代理人の方が申し込む場合は、原則として、同意書欄に所有者の署名・押印が必要となります。

提供できる情報

- ・給水装置工事竣工図
- ・使用材料及び付近見取図
- ・その他給水装置に関する指導等を行うために必要な公文書

申込書がなくても閲覧・コピーできるもの

- ・廿日市市水道局で作成している給水戸番図（水栓番号表示のないもの）
（配水管の位置・口径、給水管の位置、水道メーター等がわかります）
ただし、情報が適正に「給水戸番図」に反映されていない場合がありますので、現地
の状況を優先してください。

提供方法

- ・情報の提供は、閲覧又は写しの交付（コピー）によるものとします。
- ・コピー代は、有料です。
- ・申込書の受領、情報の提供は、工務課施設管理係において行います。
- ・申込書の提供を受けたときは、速やかに当該情報を提供します。ただし、情報提供の準備に時間を要する場合があります
- ・申込みに係る情報に、廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条の規定により、公開することができない情報が含まれているおそれがあるなど、情報の提供の可否等について直ちに判断できない場合は、その旨を当該申込者に回答します。

所有者の同意について

相続・売買等により、所有者に変更がある場合は、「給水装置所有者変更届」により、所有者の変更が必要ですのでご注意ください。